

参考資料

参考－１ 弥富市総合交通戦略推進協議会

(１) 設置要綱

(設置)

第1条 弥富市は、進展する少子・超高齢化社会への対応、交通渋滞の緩和、交通に起因する環境負荷の低減等のため、過度に自家用車利用に依存することなく、徒歩、自転車、公共交通等の各モードが連携し適切な役割分担のもと、望ましい都市・地域像の実現を図る観点から、関係部局・機関・団体等が相互に協力し、都市・地域が抱える多様な都市交通の課題に対応すべく、交通とまちづくりが連携した総合的かつ戦略的な交通施策の推進を図るため、弥富市総合交通戦略推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 弥富市総合交通戦略策定に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、弥富市総合交通戦略の推進に関し必要な事項

(組織)

第3条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱するものとする。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 各種団体を代表する者
- (3) 交通関連事業者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 副市長及びその指名する市の職員
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、弥富市総合交通戦略の策定される日までとする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、学識経験を有する委員の中から市長が依頼する。
- 3 副会長は、副市長をもって充てる。
- 4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐して協議会の業務を掌握し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議等)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。ただし、委員として委嘱されるまでは、市長が招集する。

- 2 会議においては、会長が議長となる。
- 3 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。ただし、委任状により代理者に権限を委任した場合は、当該代理者を出席委員とみなす。
- 4 会議の議決は、原則として全会一致をもって決するものとする。ただし、意見が分かれたときは、出席委員の4分の3以上の賛成で決するものとする。
- 5 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開とすることにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
- 6 会長は、会議の進行上必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、

又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

(協議結果の取扱い)

第7条 協議会において協議が整った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、建設部都市整備課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

附 則

1 この規約は、令和2年3月16日から施行する。

2 この要綱は、弥富市総合交通戦略を公表した日の翌日からその効力を失う。

附 則

1 この規約は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

1 この規約は、令和2年7月1日から施行する。

附 則

1 この規約は、令和2年11月24日から施行する。

(2) 委員名簿

区分	職名	氏名
学識経験者	大同大学大学院 工学研究科 工学部建築学科 教授	嶋田 喜昭
	(公財)豊田都市交通研究所 主幹研究員 弥富市地域公共交通活性化協議会座長	山崎 基浩
各種団体を 代表する者	弥富市商工会 副会長	伊藤 肇章
	弥富市社会福祉協議会 会長	八木 輝美 (令和2年3月16日～ 令和2年3月31日) 八木 春美 (令和2年4月1日～)
交通関連 事業者	(公社)愛知県バス協会 専務理事	小林 裕之
	名古屋タクシー協会 専務理事	多田 直紀
	近畿日本鉄道株式会社 鉄道本部 名古屋統括部 運輸部 営業課 課長	藤田 浅崇 (令和2年4月1日～ 令和2年11月23日) 山本 淳 (令和2年11月24日～)
	東海旅客鉄道株式会社 総合企画本部 企画開発部 担当部長	木村 誠司
	名古屋鉄道株式会社 計画部 計画課 課長	成瀬 友晃
関係行政 機関の職員	国土交通省 中部地方整備局 愛知県国道事務所 計画課 課長	柴田 康晴 (令和2年4月1日～ 令和2年6月30日) 丹羽 武志 (令和2年7月1日～)
	国土交通省 中部運輸局 愛知運輸支局 首席運輸企画専門官 企画調整担当	上井 久仁彦
	愛知県 都市整備局 交通対策課 課長	片桐 靖幸
	愛知県 海部建設事務所 道路整備課 課長	伊熊 竜彦
	蟹江警察署 交通課 課長	大山 憲一 (令和2年3月16日～ 令和2年3月31日) 大村 真也 (令和2年4月1日～)
市の職員	副市長	大木 博雄 (令和2年3月16日～ 令和2年3月31日) 村瀬 美樹 (令和2年4月1日～)
	総務部長	渡辺 秀樹 (令和2年3月16日～ 令和2年3月31日)
	市民生活部長	横山 和久 (令和2年4月1日～)
	開発部長	大野 勝貴 (令和2年3月16日～ 令和2年3月31日)
	建設部長	大野 勝貴 (令和2年4月1日～)

(3) 市長が必要と認める者

区分	職名	氏名
オブザーバー	国土交通省 中部地方整備局 建政部 都市整備課 課長	森山 幸司 (令和2年3月16日～ 令和2年3月31日) 鈴木 克章 (令和2年4月1日～)
	愛知県 都市整備局 都市基盤部 都市計画課 課長	片山 貴視 (令和2年3月16日～ 令和2年3月31日) 齊藤 保則 (令和2年4月1日～)

参考－2 策定経緯

第1回協議会	令和2年5月27日	弥富市総合交通戦略について ・現況分析及び課題整理 ・弥富市が目指す将来像 ※新型コロナウイルス対策に係る緊急事態宣言により開催中止（書面による意見聴取を実施）
第2回協議会	令和2年9月16日	弥富市総合交通戦略について ・戦略目標と施策実施方針 ・アクションプログラム ・評価指標
第3回協議会	令和2年11月20日	弥富市総合交通戦略について ・前回協議会からの修正点 パブリックコメントについて
パブリック コメント	令和2年12月4日～ 令和3年1月7日	周知方法 ・市ホームページへの掲載 ・広報やとみ12月号への掲載 案の公表・閲覧場所 ・市ホームページへの掲載 ・建設部都市整備課（市役所本庁舎2階） ・十四山支所 ・鍋田支所 ※閲覧時間：午前8時30分から午後5時15分まで （土・日曜日、12/29～1/3を除く） 意見件数 18件（2名）
第4回協議会	令和3年2月3日	弥富市総合交通戦略について ・パブリックコメントの結果、対応 ・弥富市総合交通戦略の承認
都市計画審議会	令和3年2月15日 （書面開催）	弥富市総合交通戦略について（報告）
計画公表	令和3年3月	

参考－3 用語集

【あ行】

用語	説明
I T S	高度道路交通システムのことで、最先端の情報通信技術を用いて人と道路と車両とを情報でネットワークすることにより、交通事故、渋滞などといった道路交通問題の解決を目的に構築する新しい交通システムのこと。日本での普及の例として、カーナビゲーション、VICS（渋滞や交通規制などの道路交通情報を、FM多重放送やビーコンを使ってリアルタイムにカーナビに届けるシステム）による交通情報提供、ETC（電子料金収受システム）による通行料金自動収受などがある。
アクセス	目的地及び目的地の方面へ接近すること。またはそのための手段。
駅前広場	鉄道とバス、タクシー、乗用車などの交通機関との結節点として鉄道駅前に設置される広場。
駅端末交通手段	1つのトリップ（人がある目的をもって、ある地点からある地点へと移動する単位。1回の移動でいくつかの交通手段を乗り換えても1トリップと数える。）の中でいくつかの交通手段を用いている場合、出発地・目的地と代表交通手段をつなぐ交通手段のことを端末交通手段といい、代表交通手段が鉄道の場合の端末交通手段を指す。
エコドライブ	やさしい発進を心がけたり、無駄なアイドリングを止めるなど、環境に配慮して自動車を運転すること。
エコ・モビリティ・ライフ	環境（エコロジー）の「エコ」、移動の「モビリティ」、生活の「ライフ」をつなげたことばで、クルマ（自家用車）と電車・バス等の公共交通、自転車、徒歩などをかしこく使い分けて、環境にやさしい交通手段を利用するライフスタイル。

【か行】

用語	説明
概成済	改良済以外の区間のうち、路線として都市計画道路と同程度の機能を果たしうる現道（概ね計画幅員の2/3以上又は4車線以上の幅員を要する道路）を有する区間で、その現道に対応する都市計画道路延長
改良率	都市計画道路の計画延長に対する以下の区間の延長の割合。 ・道路用地が計画幅員のとおりに確保されており、一般の通行の用に供している道路延長。 ・事業中の区間については、事業決定区間の全体事業費に対する当該年度末換算完成延長。
街路	都市部にある道路のこと。都市計画道路等計画的に整備されることが多い。
キス・アンド・ライド	自宅から公共交通機関の乗降所（駅やバス停など）まで、自動車等で送迎してもらう通勤・通学形態。

狭あい道路	主に幅員4m未満の道路を指す。
居住誘導区域	都市再生を図るため、居住を誘導すべき区域として立地適正化計画で定められる区域のこと。都市再生特別措置法に基づく。
緊急輸送道路	大規模な地震が発生した場合に、避難・救助をはじめ、物資の供給、諸施設の復旧等広範な応急対策活動を広域的に実施するため、非常事態に対応した交通の確保を図ることを目的に設定される道路。
公共交通空白地	駅やバス停から一定の距離を越え、地域公共交通の利用が不便もしくは困難な地域。
交通結節点	道路のインターチェンジ、鉄道の駅、バスターミナルなど、複数の同種あるいは異種の交通手段の接続が行われる場所。
交通事業者	公共交通を運営する主体のこと。鉄道事業者、バス事業者、タクシー事業者が該当する。
交通手段分担率	全体のトリップに対する、ある交通手段を利用したトリップの割合。
コミュニティバス	地域住民の移動手段を確保するために地方自治体などが事業主体となり運営するバス。弥富市ではきんちゃんバスをコミュニティバスとして運行している。
混雑度	交通容量（道路がどれだけの自動車を通し得るかという、その道路が構造上有している能力）に対する交通量の比。混雑度が1.0以下であれば道路は混雑することなく、円滑に走行できる。

【さ行】

用語	説明
サイクル&バスライド	自宅からバス停まで自転車で行き、バス停付近に駐車してバスに乗り換える方法。
市街化区域	都市計画区域のうち、住背に市街地を形成している区域及び概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。
自由通路	鉄道駅の構内を横断する通路のうち、鉄道利用者に限らない歩行者（あるいは自転車）が通行する通路。

【た行】

用語	説明
地域高規格道路	2車線以上の車線を確保し、自動車専用道路もしくはこれと同等の高い規格を有し60km/h以上の高速サービスを提供できる道路として高規格幹線道路ネットワークと一体となって高速交通体系の役割を果たし、地域構造を強化する規格の高い道路。
D I D（人口集中地区）	国勢調査において設定される人口密度が、1haあたり40人以上の基本単位が互いに隣接して、人口5,000人以上となる地区。

道路管理者	道路の新設や改築、災害復旧、維持・修繕、交通安全施設や交通施設の一部などの管理をする責任者のこと。道路法によって、私道を除く公道は高速自動車国道、一般国道、都道府県道、市町村道に分けられており、それぞれの道路には、道路管理者が設置されることになっている。
道路交通センサス	概ね5年に一度の割合で全国的に実施している調査で、道路の状況と断面交通量を調査する「一般交通量調査」と、自動車の通行状況などを調査する「自動車起終点調査（OD調査）」及び駐車場施設の規模などを調査する「駐車場調査」の三つに大別される。
都市機能誘導区域	都市再生を図るため、医療施設、福祉施設、商業施設等の都市機能増進施設の立地を誘導すべき区域として、立地適正化計画で定められる区域。都市再生特別措置法に基づく。
都市計画道路	都市計画法による一定の手続きを経て計画決定される道路であり、道路機能に応じて自動車専用道路、幹線街路、区画街路及び特殊街路の4種類に区分される。都市計画決定された区域内では、今後の施設整備に向け、一定の建築制限が適用される。
都市計画マスタープラン	1992年（平成4年）の都市計画法改正により規定された「市町村の都市計画に関する基本的な方針」（法第18条の2）のこと。市の都市計画を推進するための長期的な目標・方針を定めたもので、今後のまちづくりを進める上での基本的な方向性を示している。
トリップ	人がある目的を持ってある地点からある地点へ移動する単位。1回の移動でいくつかの交通手段を乗り継いでも1トリップと数える。

【な行】

用語	説明
ネットワーク	網目状の構成のこと。道路などが単独ではなく、相互に有機的に結合していることを示す。

【は行】

用語	説明
パークアンドライド	最寄りの鉄道駅まで自分自身が自家用車を運転し、駅などの周辺に駐車して乗り継ぐ方式のこと。
パーソントリップ調査	居住者を対象に、ある一日のトリップを把握する実態調査で、出発地・到着地の場所、時刻や移動の目的、手段及び個人や世帯の属性を把握するもの。
バスロケーションシステム	無線通信やGPS（全地球測位システムのこと）で、人工衛星を活用した位置情報システムなどを利用してバスの位置情報を収集することにより、バスの定時運行の調整等に役立てるほか、利用者に情報を提供するシステム。

発生集中量	対象地域から発生するトリップと、対象地域へ集中するトリップを合計した値。単位はトリップエンド。
バリアフリー	高齢者・障害者等が生活していく上で障壁（バリア）となるものを除去（フリー）すること。物理的、社会的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁などすべての障壁を除去する考え方。
PDCAサイクル	計画（Plan）、実施（Do）、評価（Check）、反映・改善（Action）を繰り返し行うことで、継続的に改善していく仕組み。
平均旅行速度	道路交通センサスで実施する調査の一つで、道路を走行する自動車の信号待ちなどによる停止も含んだ平均速度を実測やETC2.0（全国の高速道路に設置された通信アンテナとETC2.0対応車載器、カーナビとの高速・大容量双方向通信システム）のデータ等から計測したもの。混雑時旅行速度は、そのうち朝・夕のピーク時間に計測したもの。
ボトルネック	道路網もしくは道路区間において、交通容量が小さく、そこを流れる交通のさまたげとなっている地点、もしくは区間。

【や行】

用語	説明
ユニバーサルデザイン	まちづくりや商品開発において、高齢者や障害者をはじめ誰もが分け隔てなく快適に利用できるよう、形や機能の設計の開発段階から取り入れていくこと。
用途地域	都市計画法に基づく地域地区の一つで、秩序ある土地利用を誘導するため、住居、商業、工業など市街地の大枠としての土地利用を定めるため、建物用途を制限するもの。

【ら行】

用語	説明
立地適正化計画	都市再生特別措置法に基づき策定する計画で、居住機能や医療・福祉・商業、公共交通等の様々な都市機能の誘導により、都市全域を見渡したマスタープランとして位置づけられる市町村マスタープランの高度化版。